



長野県報

8 月 20 日(木)
令和 8 年
(2026 年)
第 736 号

目次

規 則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）…………… 1

告 示

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）…………… 2

解除予定保安林にする旨の通知（2 件）（森林づくり推進課）…………… 2

公 告

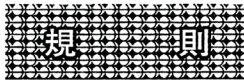
特定調達契約に係る落札者の決定（DX 推進課デジタルインフラ整備室）…………… 3

特定調達契約に係る一般競争入札（10 件）（道路管理課）…………… 3

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）…………… 23

特定調達契約に係る一般競争入札（組織犯罪対策第二課）…………… 23

特定調達契約に係る一般競争入札（2 件）（学びの改革支援課）…………… 25



長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 8 年 8 月 20 日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

長野県公安委員会規則第 6 号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和 35 年長野県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 中「。）に」を「。）並びにこれに接する加速車線及び減速車線に」に、「その他の道路」を「政令第 11 条第 1 号に掲げる一般道路」に、「を超える」を「、同条第 2 号に掲げる一般道路にあつては 30 キロメートル毎時を超える」に改め、同表の 3 中「本線車道」の次に「並びにこれに接する加速車線及び減速車線」を加え、「その他の道路」を「政令第 11 条第 1 号に掲げる一般道路」に、「を超える」を「、同条第 2 号に掲げる一般道路にあつては 30 キロメートル毎時を超える」に、

「

(1) 緊急自動車
(2) 専ら交通の取締りに従事する自動車

を「

専ら交通の取締りに従事する自動車

」に改める。

別表第 3 の伊那市道西部 1 号線の項の次に次のように加える。

伊那市道吹上学校線	県道与地辰野線との交差点（伊那市西箕輪 6701 番 1 地先）から伊那市道大芝 5 号線との交差点まで
-----------	--

別表第 3 の伊那市道三峰川右岸土地改良幹線の項の次に次のように加える。

伊那市道大芝 5 号線	伊那市道大芝 19 号線との交差点から伊那市道吹上学校線との交差点まで
伊那市道大芝 19 号線	伊那市道大芝 5 号線との交差点から伊那市道大芝 1 号線との交差点まで

附 則

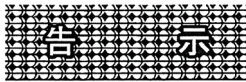
（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に伊那市道吹上学校線、伊那市道大芝 5 号線又は伊那市道大芝19号線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第 1 項の規定の適用については、同項中「4.1 メートル」とあるのは、「3.8 メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第320号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 2 項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

令和 8 年 8 月 20 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）
千曲市大字磯部字西新田1486番 1 の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第321号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和 8 年 8 月 20 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市龍江9155 の 19、9155 の 22、9155 の 23、9174 の 98
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第322号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和 8 年 8 月 20 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
安曇野市堀金烏川16 の 24・28 の 2・29 の 1・29 の 2 （以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由